

県共済の自動車事故費用共済制度

まごころ共済

まさかの自動車事故に、あなたをサポート！

組合員を
全力応援します



山口県火災共済協同組合

〒753-0074 山口市中央四丁目5番16号 山口県商工会館3階
TEL:083-925-6370 FAX:083-925-6372

取扱代理所

3つのオリジナル

「充実」

自動車保険・自賠責
保険に関係なく
お支払いします。

「便利」

共済金は、
契約者に直接
お支払いします。

「安心」

共済金は事故による
経済的負担に
お役立て頂けます。

もしもの時…あなたを幅広くサポートする まごころ共済

もしもの時、自動車保険(共済)に入っているから安心と思いませんか？

人身事故を起こし、あなたが加害者になってしまった場合には、自賠責保険や自動車保険(共済)では補償されない「お見舞費用」や「香典料」など多額の自己負担が必要になる場合があります。

まごころ共済はあなたと同乗者への補償はもちろん、相手側が入通院、死亡・後遺障害を負った際のあなたの「誠意」を幅広くサポートいたします。

万が一の際に、さまざまな経済的負担から、あなたをお守りする県共済オリジナルの共済です。

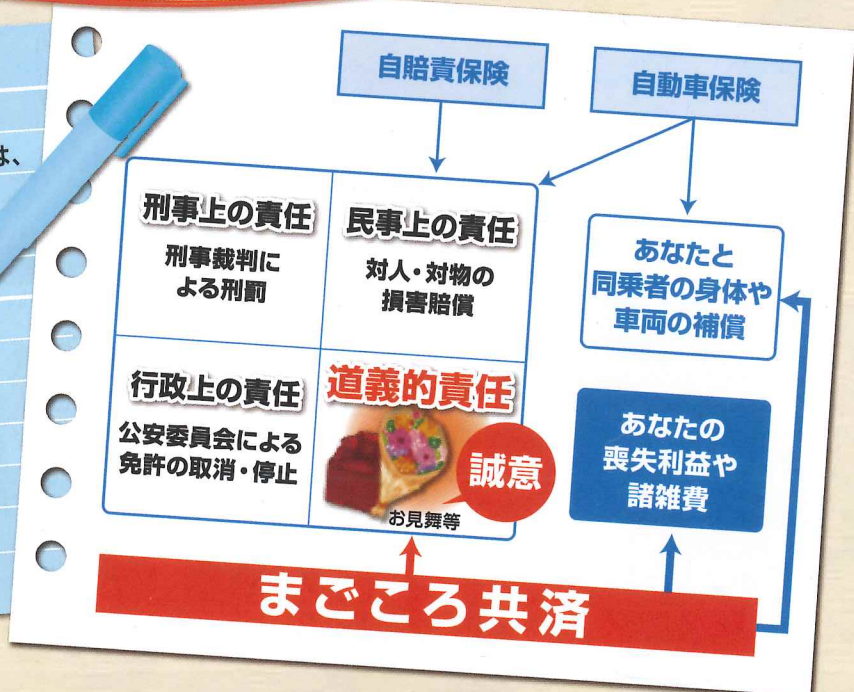


まごころ共済ってどんな共済ですか？
自動車保険(共済)とはどう違うの??

自動車保険(共済)では、他人に与えた損害を賠償する【民事上の責任】の部分をカバーしています。
しかし、相手側に対する【道義的責任「誠意」】については、自動車保険(共済)では十分とは限りませんので…

例えば

- あなたの誠意(お見舞費用、香典料など)
- 事故解決のための費用(弁護士費用)
- 事故時に発生する諸雑費(交通費、宿泊費など)
- 賠償金を自己負担した際の補填など



損害賠償を補償する自賠責・自動車保険(共済)とは違いますので、共済金はすべて、ご契約者にお支払いします。

事故の状況に合わせて、まごころ共済を有効にご活用いただけます。

こんな時にお支払いします

歩行者と衝突、歩行者が亡くなった。

あなたの経済的負担を補うため…

最高**300万円**を限度に実費をお支払い(葬儀費用・香典供花料、喪失利益などに活用)

300万円のうち、死亡一時金**30万円**を初期対応費用として迅速にお支払いします。

最高お支払金額 **3,000,000円**

信号待ちの車両に後ろから衝突。双方とも車両の修理費20万円。相手側1人がむち打ちにより5日通院した。

入通院臨時費用共済金……**30,000円**
(お見舞い費用などに活用)

⊕ 対物事故共済金特約 **30,000円**
⊕ 車両事故共済金特約 **30,000円**

お支払金額 **90,000円**

ハンドル操作を誤り電柱に衝突した。(修理費**30万円**)
運転手が**3日通院**、同乗者が**30日入院**した。

入院費用30日×4,500円=**135,000円**
通院費用 3日×2,250円=**6,750円**

⊕ 対物事故共済金特約 **30,000円**
⊕ 車両事故共済金特約 **30,000円**

お支払金額 **201,750円**

●自動車事故による相手側の補償

① 死亡

最高 **300万円**

② 死亡一時金(臨時費用)

30万円

③ 後遺障害

12万円～最高 **300万円**

④ 合計3日以上の入通院(臨時費用)

30,000円

⑤ 入院

一人あたり日額
最高 **4,500円**

⑥ 通院

一人あたり日額
最高 **2,250円**

⑦ 対物事故共済金
特約(自動付帯)

30,000円

相手側の財物へ損害を
与えてしまったときにも

他人の財物に損害を与えたことにより契約者の
経済的負担が**2万円以上**
生じた場合にお支払いします。

※契約者側に過失がない場合は
お支払いできません。
(共済期間内で1回迄)



⑪～⑫の共済金は、すべて契約者である**あなた**にお支払いします

●自動車事故による契約者側の補償

⑧ 死亡

300万円

⑨ 後遺障害

12万円～**300万円**

⑩ 入院

一人あたり日額 **4,500円**

⑪ 通院

一人あたり日額 **2,250円**

⑫ 車両事故共済金
特約(オプション)

30,000円

さらに、契約車両に損害
が生じたときにも

運転中の衝突・接触・墜落・転覆・物の飛来・
物の落下その他偶然な事故の結果、
契約者に経済的負担が**3万円以上**
生じた場合にお支払いします。

(共済期間内で1回迄)

⚠ 別途、特約掛金が必要になります。



※①～⑥及び⑧～⑪による共済金は通算300万円が限度になります。 ※①～③及び⑤⑧はそれぞれ180日以内に死亡または後遺障害が生じたときにお支払いします。
※⑤⑧⑩⑪は1事故につき入院、通院合わせて1日最高18,000円を限度にお支払いします。 ※⑤⑧⑩⑪は最長365日まで対象になります。
※①③⑤⑥はそれぞれの上記の額を限度に実際の経済的負担をお支払いします。



車種別共済掛金 (対物事故共済金特約掛金を含む)

車 種	分類番号	月払共済掛金	年払共済掛金
1 自家用乗用自動車	3・5・7	1,000円	10,000円
2 自家用軽乗用自動車	5	550円	5,500円
3 自家用普通貨物自動車(2t超)	1	1,750円	17,500円
4 自家用普通貨物自動車(2t以下)	1	1,450円	14,500円
5 自家用小型貨物自動車	4	1,000円	10,000円
6 自家用軽貨物自動車	4	550円	5,500円

※対物事故共済金特約を付帯しない契約をご希望の方は申し出下さい。

オプション

	月 払	年 払
車両事故共済金特約	210円	2,100円

注)車両事故共済金特約のみのご加入はできません。
注)引受車種の制限がございますので、付帯いただく場合はお問い合わせ下さい。

ご契約できない車両



※事業用自動車はお引き受けできません。
※車種がご不明な場合は車検証にてご確認ください。
※3、4の重量は最大積載量です。

補償の対象となる運転者の範囲について

運転者 \ 契約者の種類	法人	個人事業主	個人
①共済契約者	○	○	○
②共済契約者の同居の家族	×	○	○
③共済契約者が雇用している者	○	○	—
④①～③以外の届出運転者	任意で2名まで		

※契約者が法人の場合、①は役員等のことをいいます。

補償期間・ご継続について

新規契約

口座振替でのご契約は振替日(25日)の属する月の1日午前0時から補償が開始されます。また、集金でのご契約は初回の掛金を払い込んだ日の翌日午前0時からとします。

継続契約

ご継続の契約は、ご加入中のご契約が終了する翌月1日の午前0時から1年間になります。
※口座振替でのご契約は共済期間満了の14日前までにお申し出いただく限り自動更新され、ご継続月の25日に振替にて払込みいただきます。

契約にあたってのご注意

◆出資金について

山口県火災共済協同組合(以下当組合)は、中小企業の皆さまのための協同組合です。当組合をご利用いただく場合は一口200円の出資金をお預かりいたします。

◆共済期間について

口座振替でのご契約は振替日の属する月の1日午前0時から1年間となります。集金でのご契約は共済掛金を払い込んだ日の翌月1日の午前0時から1年間とします。

◆掛金は損金・必要経費になります

契約者が法人の場合・・・掛金は損金に算入できます。
契約者が個人事業主の場合・・・掛金は必要経費に算入できます。

◆個人情報の取扱について

当組合は、共済契約に関する個人情報を、共済契約の履行、当組合の取り扱う商品・サービスの案内・提供などを行うために取得・利用し、業務委託先・再共済先などに提供を行います。詳細につきましては、当組合までお問い合わせ下さい。

◆共済金請求書類について

所定の請求書、交通事故証明書、写真・修理請求書または修理業者等の領収証、その他当組合が必要と定める書類など

◆クーリングオフ制度について

まごころ共済(自動車事故費用共済)は、共済期間が1年となっているため、クーリングオフ制度の対象とはなりませんので、ご注意ください。

◆契約時及び契約後のご注意

申込書は正確にご記入下さい。事実と異なる記載をされた場合は、ご契約を解除または共済金をお支払いできないことがあります。
ご契約後に内容変更(特に車両)が生じた場合は取扱代理所または当組合にご連絡下さい。通知がない場合、ご契約を解除または共済金をお支払いできないことがあります。

◆共済金をお支払いできない主な場合

【共通】

- ・契約者、運転者、傷害を被った者または共済金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失・無免許運転、酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被共済自動車を運転している場合、または麻薬・大麻・あへん・覚せい剤・シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転して生じた契約者側の⑨～⑫の共済金
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ・台風もしくは高潮または洪水
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ・核燃料物質(使用済燃料を含む)もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ・傷害を被った者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

【対物事故共済金特約】

- ・他人の財物に損害を与えたことによる契約者の経済的負担が2万円に満たないとき

【車両事故共済金特約】

- ・被共済自動車の損害に対する共済契約者の経済的負担が3万円に満たないとき
- ・被共済自動車に存在する欠陥、摩滅、腐食、錆その他自然の消耗
- ・故障損害(偶然な事故に直接起因しない被共済自動車の電気的または機械的損害をいいます)
- ・部品または付属品のうち被共済自動車に定着されていないものに生じた損害
- ・被共済自動車のタイヤ(チューブを含む)に生じた損害。ただし、被共済自動車の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
- ・法令等によって禁止されている改造を行った部品および付属品に生じた損害

※まごころ共済は「自動車事故費用共済」の愛称です。このパンフレットは「自動車事故費用共済」の概要を説明したものです。

詳しい内容については約款・重要事項説明書等にてご確認ください。また、ご不明な点がございましたら、当組合までお問い合わせ下さい。

